様式２

**※複数の店舗を申請する場合は、店舗数分必要です。**

**【１０月１日～１０月２４日分】**

**第９期 飲食店等に対する営業時間短縮等協力金支給要件確認書**

**紙申請用**

下記に記載した事項については事実と相違ありません。

**１．対象施設（店舗）の情報**（□は該当するものにチェックを入れてください。）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 店舗名称  （店舗名又は屋号） | フリガナ | | | ※店舗名はできるだけ詳しく書いてください。　例：大阪食堂　大手前店 |
|  | | | |
| 対象店舗  所在地 | 〒　　　　－ | | | |
| 大阪府  （店舗の直通電話番号：　　　　　　　　　　） | | | |
| ホームページ等の情報 | **□** 情報あり（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ※ＨＰのＵＲＬなど、インターネット上の情報で、店舗内の営業実態（内観・飲食スペース等）が確認できるものについてご記入ください。  **□** 情報なし  ※情報なしの場合は、「店舗の内観写真」と「店舗所在地が記載されている光熱水費の検針票・請求書・  領収書のいずれかの写し」等を提出してください。（詳しくは募集要項の**P18**を確認してください。） | | | |
| 通常の営業時間 | 要請がなかった期間において、営業を終了することとしていた時間を選んでください。  **□** 午後９時を超える  **□** 午後８時を超えて、午後９時まで  ※感染防止認証ゴールドステッカー普及促進のため、第９期に限った経過措置として、通常の営業終了時間が午後８時を超えて午後９時までである感染防止認証ゴールドステッカー認証店舗についても、午後９時までに営業を終了すれば対象  **・** 午後８時まで　➡**【注意】**本協力金の対象外となります（申請できません） | | | |
| 要請期間中の  閉店・開店の有無 | **□** 期間中に途中閉店又は途中開店していない  **□** １０月２３日までに閉店　閉店日　令和３年１０月　　日  **□** １０月２日以降開店した　開店日　令和３年１０月　　日  **いずれかに☑ください。**  ※10月23日までに閉店した場合又は、10月２日以降に開店した場合、いずれかの日を記入ください。  ※「閉店」とは、翌日から営業実態がなくなることをいいます。 | | | |
| 申請者と  対象店舗の関係 | **□** | 申請者は対象店舗を代表する運営者であり、管理運営の権限を有している。 | | |
| （管理運営権限を有していない方は、対象外となります。） | | | |
| 業態 | 裏面の【対象施設(店舗)一覧表】から、該当するものの番号をご記入ください。 | | | |
| ＜番号＞ | | **「５」・「18」については、具体的な業態をご記入ください。** | |
|  | |  | |
| 飲食店・喫茶店の営業許可証の有効期間 | | | **年　　月　　日　～　　　年　　月　　日** | |
| **□** 対象期間を含んでおり、直近の申請時から変更等がなかった。  **□** 直近の申請時から更新等により変更があった。  ⇒**許可証の添付が必要です。**  **}**  **□** 初めて協力金を申請する。 | |
| 飲食店・喫茶店の営業所所在地 | | | **□** 営業所所在地が特定されている（固定店舗）  **□** 営業所所在地が１か所に特定されていない  　　（〇〇市内一円の露店・自動車営業許可等）  ⇒**許可証の添付が必要です。**  **}** | |
| 飲食店・喫茶店の営業許可証の名義 | | | **□** 申請者と同一である。  **□** 申請者と異なる。  （親族や法人名の場合も含む）  ⇒**申立書の添付が必要です。**  **}** | |

**裏面つづく**

**【対象施設（店舗）一覧表】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象施設（店舗） | | |
| 飲食店  ※食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている飲食店  ※宅配・テイクアウトサービスは除く | １ | 飲食店 |
| ２ | 料理店 |
| ３ | 喫茶店 |
| ４ | 居酒屋 |
| ５ | １～４以外のその他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設 |
| 遊興施設  ※食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受け、飲食提供を行っている店舗  ※ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請対象外  ※カラオケボックスは、カラオケ設備の利用自粛の対象外。ただし、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底すること。 | ６ | キャバレー |
| ７ | ナイトクラブ |
| ８ | ダンスホール |
| ９ | スナック |
| 10 | バー（接待や遊興を伴うもの） |
| 11 | ダーツバー |
| 12 | パブ |
| 13 | サロン |
| 14 | ホストクラブ |
| 15 | ディスコ |
| 16 | カラオケボックス |
| 17 | カラオケ喫茶 |
| 18 | ６～17以外のその他遊興施設 |
| 結婚式場  ※食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受け、飲食提供を行っている結婚式場 | 19 | 結婚式場 |

**２.本協力金の支給額等に関する情報**（□は該当するものにチェックを入れてください。）

**,**

**,**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 支　給　額  （申請額） | **以下の①～③のいずれかにチェックを入れ、②・③の場合は支給単価（１日当たりの支給額）を算定シートから転記してください。支給額は支給単価×対象期間（日数：最大２４日間）となります。** | |
| **□** | **①支給単価（１日当たりの支給額）一律２５，０００円（定額）** |
| **□** | |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | |  |  | ０ | ０ | ０ |   **②売上高方式** ※上限75,000円  支給単価（１日当たりの支給額） 　円 |
| **□** | **③売上高減少額方式** ※上限200,000円   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | |  |  |  | ０ | ０ | ０ |   支給単価（１日当たりの支給額） 円 |
| **②・③を選択する場合は、参照月（10月）を含む確定申告書や帳簿、算定シートの添付が必須です。** | |

**３．大阪府が発行する感染防止宣言ステッカー（ブルーステッカー）の導入に関する情報**

**※営業時間短縮協力金（第１期～第８期）のいずれかを受給又は申請中の方は記入不要ですが、**

**新たに番号を取得した場合は再度記入ください。**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ステッカー番号 | 対象店舗に掲示しているステッカーの  番号（６ケタ）をご記入ください。 | |  |  |  |  |  |  |
| 導入時期 | **□** | ①導入期限（対象期間の始期又は開店日）までに導入できた。 | | | | | | |
| **□** | ②導入期限（対象期間の始期又は開店日）までに導入できなかった。 | | | | | | |
| やむを得ない理由 | ②「ステッカー導入期限（対象期間の始期又は開店日）までに導入できなかった。」を選んだ場合、下記に理由を記載してください。 | | | | | | | |
| （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  例）ステッカーを登録するだけでよく、掲示が必要だと認識していなかったため。 | | | | | | | |

**４．大阪府が発行する感染防止認証ゴールドステッカー認証に関する情報（認証店舗のみ記入）**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ステッカー番号 | 対象店舗に掲示しているステッカーの  番号（６ケタ）をご記入ください。 | |  |  |  |  |  |  |
| 導入時期 | **□** | ①令和３年１０月１日までに認証取得済み。 | | | | | | |
| **□** | ②令和３年１０月２日から令和３年１０月２４日までに認証を取得。 | | | | | | |

**次ページつづく**

**５．要請を遵守した内容（該当する□にチェックを入れてください。）**

**（１）感染拡大予防ガイドラインについて**

**□** 対象期間中、全てにおいてガイドラインを遵守した。

**（２）要請遵守の確認について**

**□** 対象期間中、以下の要請内容を確認し、遵守した（一部休業した場合を含む）。

**□** 対象期間中、全て休業した。

**【要請内容】**



※要請期間中に、感染防止認証ゴールドステッカーの認証を取得した店舗については、取得前はＡの、取得後はＢの要請内容を遵守すること。